

第 9 回
区政の透明性向上検討委員会

〔平成 17 年 3 月 14 日〕

(午後7時00分 開会)

委員長 ただいまから第9回の区政の透明性向上検討委員会を開催させていただきます。

議題の確認でございますけれども、最初が、まず「区政の透明性向上に関する基本的方向～中間のまとめ～」に対するパブリックコメントの意見が出てきております。これにつきましては、後で事務局の方から説明をしていただきまして、意見の内容を検討していただいて、本提言に向けた整理を行うということでございます。

本日は、合計4名の傍聴申請がございます。傍聴を許可するという事によろしゅうございましょうか。

(異議なし)

委員長 この後、またいらしたら、順次許可するという形で、それでは、入ってくださって結構でございます。

(傍聴者入場)

委員長 それでは、会議の次第に従いまして、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

まず、議題の(1)番でございますけれども、「区政の透明性向上に関する基本的方向～中間のまとめ～」に対するご意見でございますけれども、中間のまとめにつきましては、前回の委員会などで、各委員からご意見をいただいたりしましてご同意をいただきました。

その後、ご存じのとおり、広く区民でありますとか、あるいは職員、あるいは関係者の方からパブリックコメントをとるということで、これを事務局の方にお願いをいたしました。この意見等の集約がほぼまとまっておりますので、それを事務局に取りまとめていただきました。

これにつきましてはまず事務局から説明を伺いまして、次に意見の内容等について検討し、そして、本提言に向けた整理という形の段取りでいきたいと思っております。

それでは、説明をお願いいたします。

行革推進課長 資料1に基づいてご説明させていただきます。

前回の1月27日の本委員会におきまして、中間のまとめをおまとめいただきまして、区の方で意見の募集をするようにというご指示がございましたので、区のホームページやめぐる区報によりまして、区民の方々や職員、関係者

の方々から意見をいただきました。また、区議会にも、2月2日の議会運営委員会に報告し、全議員にお配りし、企画総務委員会で意見をいただいております。

また、2月4日には、区長を本部長とする区政の透明性向上実施本部の拡大実施ということで、全管理職と希望する職員91人が参加しましたが、委員長、副委員長、委員のお三方に中間のまとめの説明をいただきまして、職員からも質問等あるいは意見等が出ております。

そうしたものを含めまして、寄せられた意見等の整理をしております。

意見等の状況でございますが、件数、区議会会派、区民、関係団体等、この関係団体等の中には区の職員団体も含んでおります。それから、職員等、これは、職員の個人と組織として出てきた意見もございます。通数としては19通、内容別に分けますと61件という状況でございます。

その内容別件数については、中間のまとめの構成ごとに整理しております。

「はじめに」から「調査結果等の検証」については記載のとおりで、全体として5件、11の「目黒区が取り組むべきこと」の入札・契約制度の改革については表記のとおりで、全体としては26件、それから、汚職を生まない仕組みづくりについては記載のとおりで12件、その他として18件、合計すると、61件でございます。

2ページ目からは、それぞれの構成に従いまして、いただいた意見を分類整理しております。内容については、説明は省略させていただきます。

概要については以上でございます。

委員長 既に委員の方々には、それぞれの意見書の原本、その概要が行っていると思います。大方既にお目通しをいただいたかと思いますが、様々な意見が出てきております。

整理しまして、検討事項を委員会メモという形でまとめてみました。

同時に、委員の方からも、公益通報者保護制度などについてご意見が出ております。これらの意見は、我々の所見をまとめたメモでございますので、傍聴の方には本日はお配りをしておりませんけれども、メモに沿って検討を進め

ますし、それから、特に委員の方々でお気づきの点等々がございましたら、随時発言いただければと思っております。

まず、委員会検討メモの方で、意見等についてのところですが、委員の方々にお配りしている方で、複数年契約のあり方の見直し、中間報告の14ページになります。

コスト縮減型というのを当初提案させていただきましたが、業務改善提案型と変更をさせていただきました。内容にも、それにかかわった記載をしなければいけないだろうということ、それから、緊急提言に、さらに効率的な施設管理となるよう今後は取り扱い方針の考え方を当委員会として本提言に示していくというふうに書きましたので、18年度以降の清掃及び施設管理業務の委託契約についての具体策を載せるべきではないかということで、この記載をさせていただきます。

書いてありますとおり、複数年契約のあり方の見直しというところは、「平成18年度以降、施設管理業務の内、効率性、安定性などによる区民サービスの観点から、複数年に渡る随意契約が必要な施設については、業務の点検・評価の基準（チェックシート等の作成）など履行評価マネジメントシステムを明確にした上で、業務が良好な場合、3年を限度とした契約とする。これ以外の業務委託については、原則1年の契約とする」という形で、これまでは1年限りでということでしたが、安定性や効率性という点からすると、複数年契約ということもあり得るということでこれを加えさせていただくということが第1点です。

第2点ですが、力のところの区内業者の問題、区内業者育成と区外業者参入機会の拡大というところでございますが、これにつきましては、区内の方からかなり意見が出てまいっております。区内業者を優先とする区の方針に対して、競争性の確保への改善が優先される内容になっているけれども、区内業者の置かれている状況というものをもう少し見てほしいというような、慎重な対応を求めたいというような意見が大分出てまいりました。

我々の委員会でも、既に当然のように自治体の役割という点で、地域の業者といったようなものを保護育成するというのも当然あるべき姿であるといったようなことは、既

に一定の確認というものをしておりますので、この点について、中間報告ではやや懸念があるということもありますので、区内業者育成と分離分割発注の見直しというところに「地域産業振興の状況を踏まえ」という一言を入れていただたらどうかということでございます。

同じように、相互参入型のところについても、「地域産業振興の状況を踏まえ」というような文言を一言入れてもいいのかなという感じがしております。

3点目でございますが、外部委員制度を我々は提言してきているわけですが、ここだけで3つの外部委員制度を導入を提言しておりますが、余り外部の委員会が増えていくのもどうなのかという意見もございます。

外部委員会の設置につきましては、入札・契約制度にかかわってくるような入札監視委員会の設置、それから、職員倫理条例の制定に伴って有識者構成の倫理審査委員会の設置、それから、公益通報者保護制度のところで、公益通報制度委員会という、この3つを提案させていただいているわけでありまして、

一つ一つ役割は違うといえは違うのですが、余り外部委員会が次々とたくさんできるのもどうかというような意見もありますので、可能性としては、倫理審査委員会と公益通報制度委員会については、1つにまとめるというようなこともできるかなというところなんです。

ただ、入札監視委員会は、これは独立という形ではないかということで、そういったことを踏まえて、委員会を1つにしよう。これは、既に前の委員会で指摘をされてございますけれども、そこで「外部機関の設置に当たっては、効率的な運営を図るため、所掌事務等を整理し、倫理審査委員会（仮称）などとの一体的運営が望ましい」というような形で書き加えるということはどうかということです。

要望記録制度でございますが、これはもう少し議論が必要かなというのは、口利きの行為というのが外部からの圧力という口利き行為ということをお前提にしておりましたけれども、指摘がありましたのは、内部から、特に上からというようなことがあり得る。この場合ですと、職務権限との関係でその辺は難しい問題が出ていますので、これを少し

議論しなければいけないかなと思っております。

それから、公益通報者保護制度につきましても、これは委員から出てきているものでございますけれども、対象範囲について整理をもう少しすべきである。別紙という形で、千代田区、中野区、横浜市のケースが書いてございます。

対象をどうするのかということで、どういう規定にしていくかというようなところについて、これも狭く見るのか、少し広く見るのかというご議論があるだろう。

それから、通報にしても、実名通報というのを大前提にしていますが、しやすさという点でいけば、匿名の方がしやすいというような意見、実名というのは精神的圧力というのも強いだろうということで、我々としては、例外として匿名も認めるという形にしていますが、匿名にすると、今度は誹謗中傷のたぐいが出てくる。これは委員のご指摘がそうなんです、匿名ももう少し認めていくという形ではどうだろうかというような考え方、検討をしてはいかかがかというようなこと。

それから、実名の場合には、秘密の保護徹底をどうするか。第三者機関の独立性というところが一番ポイントになるだろうというようなことをご指摘が委員から出ております。

こういったところが今回皆様にご議論をいただくというところでございます。自由にご発言いただければというふうに思います。

委員 要望記録制度の中で内部の働きかけも含めるべきだ、特に上司からこういう働きかけがあったときにどうするか、それを入れないとその実効性が上がらないという意見もたくさんあったのは正直言って驚いたんです。これは、本来であれば、職務に違反するような行為を上司がすること自体がまず問題でありましょうし、それがいかに職務命令とはいっても、それに従って行動するというのは、公務員の倫理規定の面からも問題があるのではないかと思うんです。

実効性がないという指摘に対して、ある程度こたえるためにはどうしたらいいかということをお聞きしたいと思っておりますけれども、要望記録制度の中に、上司から持ちかけられる話、これを加えることというのは、実際できるものなのかどうか。よく想像がつかないんです。

むしろとんでもない職務命令が来たときに活用すべきなのは、その公益通報者制度の方ではないのかなと、そんなようにも思ったりするんですが、いかがなんでしょうか。

委員長 ご指摘のとおり、とんでもない話が出てきたときというのは、この制度の問題ではもう既になくなっていく。倫理条例の問題でもあり、それから、通報の問題でも出てくるので、両方の範囲を既に超えているのではないかな。そういう考え方もできるだろう。

そここのところについては、別の枠、別のルールというとおかしいですけども、そちらでコントロールできるのかなという考え方もある。ただ、指摘としてはそういうのが出てきているので、それを規定に入れてくると、職務命令との関係がどうなのかというところが非常に仕事がぎくしゃくするというか、それでもまずいんだと思うんです。

委員 たくさん意見が出ていたもので、なるほどなど。個人的な過ちに帰することが間違いだという意見と相通ずる部分があるんだと思うんですけども、上からの変な命令や指示があったときにどうできるかというのは、これはまた、大変重要な問題ですけども、要望記録制度とはまた別の問題という気は、今委員長がおっしゃったように思うんです。

ただ、組織の中で、外部が上の方に働きかけて、そして上の方が下におかしいと思うことを言うならば押しつけていくということが一般的にはあり得るわけで、そういう意味では、それをどう解決するのかというのは考えないといけないのかなとは思っているんですが、今のところ、さっと妙案があるわけでは... ..。

委員長 余り制度にし過ぎるとぎくしゃくしてしまうし、かといって、では、この問題は指摘はあるわけで、なるほどなどという部分もあるので... ..。

委員 公益通報制度の範疇には入らないんでしょうか。

委員長 逸脱しているものというのは、公益通報者制度の範疇だと思います。だから、記録の問題よりも、要するにここの範疇では既はない。

委員 職員個人の方がおかしいという意見を受けたときに、メモにしておくのは非常に大切なことだと思いますけれども、この制度でメモにするということは、全部公開されてしま

いますので、そんなことでいいのかしらと思うんです。

委員 本当に違法なことのごり押しがあったときは、むしろ内部通報者制度の問題なんだろうと思うんですが、難しいですね。組織の関係で、例えば、学校だったら、ほとんど東京都の場合は、管理運営規則で、有無を言わさない校長中心の指導になっているので、簡単に言うと、教員がおかしいと思ったときは方法がないんです。具体的なことは立ち入りませんが、そういう意味では、確かに組織の中でおかしな命令がおりてきたときに、何かソフトに解決する枠組みというのは必要だろうなという気はするんです。

それが、内部通報者制度にならないといけないような話でなくても、そここのところは組織の柔軟性の問題なので、結局上からおりてきたことをとにかく黙ってやればいいんだという話になると、コクドみたいなことになるわけですから、そここのところの組織の柔軟性をどう確保するのかというのは、確かにそこが硬直化していたということが今度の問題につながっているという面はあるので、何か妙案はないかなというふうに考えているところではあるんです。

委員 通報制度をやりやすいというか、使いやすいようにしないとだめなんでしょうね。この要望記録でも、記録するなと命令されたらどうするのかしらと... ..

委員 長 だから、通報制度を弾力的にしておくことと、通報制度があるという抑止力が機能するようにしておくことは必要なんでしょうね。

委員 組織で仕事していくわけですから、ある程度それは職務命令とか命令の体系がないと動物園みたいになっちゃうので、それは必要だと思いますが、ただ、今委員がおっしゃったように、内部通報者制度なんかを柔軟に利用できるような、そういうソフトな組織原則みたいなものを導入していかないといけないんだろうなという気はするんです。

委員 長 これを要望記録の方で扱うべきなのか、内部通報の弾力性というか、使いやすいという点でいけば、カウンセリング機関みたいなところから、状況が悪ければこれはというような、横浜市のケースを見ていても、実際は、これはどうなんだと相談に行くとか、あるいは問い合わせに行くというようなところなので、では、実際、世間的な意味で期

待されているように動いているわけではなくて、むしろ関心を高めるとか何かで機能しているみたいなんです。

委員 この公益通報者制度の創設という中間報告の中にもありますように、区政における不正行為を最も迅速かつ的確に把握できる者ということですよ。ですから、不法な職務命令を受けた人が真っ先にこの制度を利用すべきというような気もするんです。

委員 そちら側のつくり方で対応するということですかね。

委員長 余りこっち側をびしびしやると... ..

委員 刺し合いみたいになります。公表されますから。

委員長 やはり内部の問題はこっちなんでしょうね。

委員 私はこのパブリックコメントを読んだときは、そっちの方で解決すべき話なのかなと思いました。

委員長 ということは、通報者制度の方の書き方をもうちょっと変えるというか、つけ加える形で、こういうことにも対応できるようにしましょうとしたらどうかというようなことを書き加えるという形ですか。

そういう形で、では、要望記録については、内部については原則として通報者制度のところで処理をするというか、そこに含めていくというような話なんですかね。

委員 あとは組織のあり方として、命令体系も重要ですけども、十分議論を内部的にするという美風を確立していただくというか、そのことは必要なんだろうという気はします。ふだんの運営の問題としてですね。そういうところも触れてもいいのかもしれないなという気はしました。

もちろん、たくさんあるといっても、似たような団体からいろいろ出てきているので、あれという気はしないでもありませんけれども、それぞれ独立したところから出てきてはいるので、尊重しないとイケないという気はします。

委員長 では、それは今の感じで、ここのところを弾力的に少し書き加えたりするという形で対応して行って、それから、もともとそういうことが起きない風土をつくっていかなくちゃいけないんだから、それが大前提ではあるんです。その時点で、そういう風土の前提は倫理条例の中で... ..

委員 通報者制度に内部の話を含めるということにしたら、それをかなり周知してもらって、おかしい話があったら、す

ぐこっちに振ってくださいよということを周知した方がいいですね。

委員長 活用していただいた方がよくて、査問機関ではないんだから、むしろその存在で使いやすい方が抑止力は高いですね。だから、抑止力として使えるようにしておくという考え方ですね。

それとの関係で、あとは、定義づけの問題と、弾力的にということになってくると、委員のおっしゃる匿名というのもある程度認めていった方が弾力運用はしやすい。余り実名でとなると、よほどのケースでないと、こちら側は救えなくなってくるんです。そうなると、委員のご指摘にあるように、匿名でというようなことも認めるといふ、今の原則よりは認めていくというふうにしなないと使いにくくなりますね。おのずからこちら側はある程度答えが出てきちゃうという形になりますよね。

委員 私なんかはマスコミの報道だけしか知らないんですけども、結局匿名で出しても落とされるので、今警察官の方だとか、最終的には結局実名で出てくるわけでしょう。それで、その結果どうなるかという、飛ばされたり云々、だから、制度として考えているものと、結果的には違う形になっているから、そうなると、結局使いにくくなりますよね。何かやられるという感じになりますから、そここのところを工夫する形でいかないと... ..

委員長 だから、入り口は広く置いておく。それで、匿名にどう対応していくか。実名だと当然対応しやすいんだろうけれども、匿名にはどう対応するか。

委員 1つは、実名の場合の一種の不利益、何となく実名でやる場合の不利益みたいな不安感があると思うんです。だから、それは実名でやったときに不利益を与えることに対するペナルティというのがあってしかるべきなんだろうという気はして、私は、実名を原則にするような風土をそれこそつくった方がいいのかなという気はするんです。例外を全く認めないという趣旨ではありませんけれども... ..

委員長 今書いているものも、当然原則としてですからね。

委員 例外をどう定義づけるかですね。

委員 横浜なんかは、あれは使いにくいでしょうね。何となく

そんな感じがします。あれだけの件数しかないというのは、これは大丈夫なのかしらというのがあるんじゃないか。

委員 意外と使わないですよ。情報公開なんかでも、本当に特定の人は何百件もやっていて、統計をとると何百件になっているけれども、実際は人数からすると、本当に少数みたいなものが意外と多いですよ。

委員長 内部通報がどんどん出てくるのも困るから、問題がないようにすべきなのか、使いにくいというのか、非常に難しいですよ。どんどん出てくるというのは、使いやすいけれども、むちゃくちゃをやっているということになっちゃうから……。

ただ、使いやすくないと、制度として死にますから、だから、使いやすいという形で、目安箱みたいなメールボックスを置いているところもあります。

委員 結局第三者委員会をつくって、第三者委員会のところでとまっていれば、そこは多分守秘義務の範囲で抑えられるけれども、その先なんでしょう。調べ始めたときに、あいつじゃないのという話は、中に来たときにわかってくる部分があって、そのところをどういうふうにするか。

委員 セクハラなんかでも、2次被害とよく言うんだけれども、調べ始める段階でわかって、それでさらにひどい目に遭うみたいなこともありえる。

委員長 やはり匿名だと動きがとれないということになるんです。匿名で上がってくるのはいいんだけれども、対応すべきところが対応できないときがある。だから、今セクハラの話が出たけれども、セクハラの方がいて、いるらしいというのが何となくわかるんだけれども、それをセクハラ委員会に問い合わせるんだけれども、そこは確定するまで情報は出さないわけだから、ところが、やられた本人からすると、その教師が学校に来ているのはどういうことなんだということになるから、こちらとしては、執行停止しなきゃ本当はいけないんだらうけれども、学校にもよるんだけれども、その情報が上がってこないような仕組みになっていたりする場合があります。だから、委員会に上がってから先、どうするのか。

委員 考えてみる必要があるんですね。

委員 違法行為に接した人というのは、危険性は非常に高いと思うんです。おおっぴらに違法行為をするわけではないのであって、恐らくその上司と本人、1対1とのやりとりで、違法な職務命令が出たというケースですと、そういうところに公益通報の制度を利用すれば、言った本人は1人しかいないということになりますので、非常に通報しにくいというのは現実としてあると思うんです。

委員 まずは委員会なんかでも、説明が原則だと思うのは、通報してきた人からの事情聴取というのが、まず情報をコントロールした上でその本人から事情聴取を十分やる。資料等も持ってきてもらってというのがまず出発ですよ。それで、大分それらしいなということになると、次はどうするのかということですよ。

委員長 中野の公益通報メールボックスというのは機能しているのでしょうか。どちらかというと、抑止力なんではないか。

委員 本当に部内で、言うならば部下もちゃんと上司に意見が言えて、それで、そこで本当は解決できる。原則は、できない場合もあるので、こういう制度を設けておくということなんだろうとは思っています。

委員長 実際、職員の立場からすると、どういうふうな想定というか……。

オブザーバー 意見にあった外部から上司が何かを受けて部下に言ったという場合は、これはその上司はしっかりと要望記録書で残しておかなくちゃいけない義務があるので、まずそこをしっかりとするのかどうかについて疑問があるのかなというのが1つあります。だから、そこは要望記録制度で、上の方でやるべき話ですよ。

次に、通報制度は、あることによって安心するのであって、そんなに頻繁にやるとは思えませんし、それから、匿名で仮に出しても、全然知らないところの話というのは本当にうわさ話なので、それは出せるかどうかわからないし、今おっしゃったように、かなり関係が近ければ、それは限りなく特定に近い。匿名でずっといられるかどうか、むしろ、その場合は、匿名で間違えられた人の方が気の毒かなという……。

委員 それもありますよね。実際はそうでない人が……。

オブザーバー 具体的にそういう事例があるのかわからないんですけども、この間、ずっと検討してきた中では、1つは、意思決定は各段階ごとにきちんととりましよう、文書に残しましようというのは、現にそういう取り組みをしています。

それに外部からの働きかけに関するメモをとりましようという制度をつくるうとしていますし、そこに公益通報、原則実名、仮にここにあるように、客観的資料がある場合は受けますよという形にすれば、どこか1つの制度で抑えるというのではなくて、こういう3つ4つの仕組みの中で、そういったおそれの部分というのは相当程度、そう心配するほどのことではないのではないかなというふうに思うんです。どこか1つの制度でそれをやろうとすると、かなり無理はあると思うんですが、いろいろなところに制度の網がかかってきているので、私は、どこかしり抜けになっていってしまうみたいな心配というのは余りないように思っているんです。

委員長 こういうのをつくる時というのは、どうしても最悪のケースを想定するわけで、相当ひどい話になっちゃうというのが前提で申しわけないんですけども……。

オブザーバー 多分いろんな裁量をして物事を決めていっていいですよというところでそういうおそれが強いんだと思うんです。ただ、行政手続法の中でそういうものも全部審査基準をつくりなさいという網が既にかかっていますから、そういうふうな形で積んでいけば、仮に悪意を持って何かしようとしても、どこかの網にかかってしまう。それが抑止力になるのではないかなというふうに思います。

委員 内部からの指示に対するおそれというのは、特に職員の方は若いですから、ですから、こういう心配が職員にあるというのも、また事実だと思うんです。

オブザーバー それは、役所が権力を行使しようとするときは、どこかに対してそういう行為が出ていくわけですから、そこでは必ず意思決定手続、それをやる際にはどういう基準に基づいてそれをしたのかというのが起案決裁上で残ってくるシステムになりますから、その辺のところでは従来よりは、これが全部きちんと決まれば格段にしっかりしてくるというふうに思います。

委員 後から検証できる制度になるわけだから、変なことはできないわけですね。

委員長 入り口は入りやすくはしておくけれども、原則は原則ですか。だから、原則を守りながら、どうやって入りやすい、アクセスしやすい制度にしておくか。アクセスビリティが高ければいいわけで、敷居を高くはしないけれども、原則は原則ですよという感じで、その辺は何かうまく書きようというのはあるでしょうか。

オブザーバー 先ほど言われたように、いずれにしても組織内の話ですから、本来で言えば、こういう制度がなくてもうまく運用していかなくちゃいけない。今回いろいろなことがあってこういう制度をつかって、いろいろクロスして、総合的に網で拾おうとしているということだと思います。その前提にあるのは、ごく当たり前の、なくても普通に機能している組織というものを目指すべきであるというのが根底にあった上で、こういう議論があるのかなと思ってはいます。

委員長 これが余り機能しては困りますからね。

オブザーバー ある意味で、そうなのかもしれません。

委員長 これが余り機能しては、だから、件数が少ないということはいいことなのか悪いことなのかわからないという、それは事実がないから件数が少ないのか、それとも、すごく使いにくいから件数が少ないのか。アクセスの窓口みたいなものはいろいろな形で、アクセスビリティは高くしておきながら、責任の問題とかもありますから、その辺をまたお考えいただいて、さっきの話と整合性をつけながら、ご検討をいただきますよう。

ご指摘と、不安は若干職員の方にあるんだろうと思うので、かといって、では、それで仕事が余りぎくしゃくし過ぎるというのも困る。大事なことは、区民からの仕事ができるということですから、当然大前提の大前提は、そんなことはないということがある。

複数年のところについて、チェックシートの問題は、この間ちょっと協議をさせていただいて、なかなか難しい問題があるものですから、実際、小委員会レベルで、委員たちと現場の方とで議論をいただいて、望ましいチェックシートというのをつくるといった作業をやっていただくという

ところではないかと思えます。

それから、恐らく最初のところに戻りますけれども、1年限り契約と、実際問題としては、多少は安定性だとかの問題もあるので、複数年契約の可能性については、最初は完全排除になっていきますけれども、完全排除というというのはなくて、可能性もあるというところで、そのところは、これは当然業務改善の方向性が見えるものについてはそういうことでもいいということで、ただ、それもまた制限を設けないと、ということで、3年ぐらいかなということで書かせていただいたんですが、管理業務なんかはそうなんでしょうね。

実際問題としては、全部ゼロからというわけにいかない部門、効率という点からいけば、複数年にしていた方が、安定的な、特に施設管理なんかは、安定的な運営ができるかもしれないということで、排除はしないということを入れておいた方がよいかということですね。

委員 員 これは直しの文面になるんですか。

委員 員 長 はい。

委員 員 そうすると、今委員長が言われたように、限度とした契約とすることができる、ぐらいの方がいいんじゃないでしょうか。

委員 員 長 そうですね。

委員 員 する、と言い切るいうのも... ..。

委員 員 長 安定的サービスと効率性というのを考えたら、部門によって、今のように施設管理業務なんかは、変わった方が不安定になるだろうし、そういうことで、この辺を書き加えるということでしょうか。

それから、次のところが、いわば区内業者の問題です。これは、我々としては、当然地方行政の役割というのが地域の振興にあるということで、何が何でも完全自由競争というわけではないだろうという前提は既に議論の最初の方で合意は一応とれているんだろうと思えます。

ただ、実際、まとめのところで、業者の方たちが見ると不安感はあるのかなという感じで、それは、別に我々としてはそれを全然排除して、完全な効率性だけでやるというふうな考えでは決してない。これは、委員が最初からおっ

しゃっているとおりでありますので、言葉の問題でもあるんだけれども、地域産業振興の状況を踏まえ、という言葉を入れていく。

委員 それは随分あいまいな言葉です。マジックワードになりそうな……。地域産業振興の状況を踏まえた……。

委員長 今の状況の中で、まだそこまで自分たちとしては自信がないというのが若干あったみたいなので、我々としては、区内業者の育成に配慮するという言葉を入れてあるんだけれども、どうでしょうか。状況を踏まえ、というのは、要するに、今の置かれている立場と、業者の立場というところはおかしいですが、地域の経済状況であるとか、それから、業者の配置状況であるとか、そういうことではあるんです。

我々としては、区内業者の育成という観点は一応言葉としてはちゃんと入れたはずなんだけれども、だから、ともすると、言葉が屋上屋にはなるんです。

委員 しかも、マジックワード的に地域産業振興の状況を踏まえると、当面は、みたいな感じで、その当面は当分になって、ずっとになって……。

委員 こういう地域産業についての分析とかというのは、どこで部署でされているんですか。

契約課長 特に分析というのはされていないんですけれども、ただ、実態論として、例えば23区を見ても、すべてが区内業者という考え方ですから、目黒だけ壁を取ってしまうと、一気に23区の業者が目黒にどっと入ってきてしまって、目黒の業者は他に行けないというふうな現状が事実上ありえますので、これは、お互いに壁を外していくんだったらいいんですけれども、目黒だけ壁を外してしまうと、そこにみんな入ってくるだけで、出ていくことはできないというひどい状況になりますので、全体の状況を見ていかないと、余り極端なことを目黒がしてしまうと、目黒区内の事業者というのは、事実上公共事業はできないという……。

特に他から来る場合、極端なダンピングでも、何しろ目黒で1回実績をつくっちゃえというふうなことで入られてしまうと、本当に悲惨な状況になりかねないという現実があります。

委員 事実上は、23区、他の区は区内業者優先ですか。

契約課長　そうです。それは、公言をしていますので、なかなか難しいです。

委員　　どういう段階の仕事が区内業者優先なんですか。仕事の規模とか何とかにかかわらず、区内業者優先ですか。

契約課長　そうですね。目黒の場合では、大きな新築工事等については、もっと範囲を広げて行っていますが、中ぐらいの修繕工事とか、そういったものについては基本的に区内です。横須賀が取っ払いをしてやったんですけれども、防災等の協力があれば、そこをある程度優先的にとというふうな動きも出てきて、また少し戻ってきています。余り壁を取っ払い過ぎたことでの弊害というのが出ているのかなというふうには見えています。

委員長　これは、単純な言葉の話ではないんです。実態の話ですからね。

委員　　ということは、この地域産業振興の状況を踏まえというのは、多分22区が区内業者優先の受注、発注体制を敷いていることを踏まえと、こうなりますか。そういうことなんですかね。

委員長　実態はそうかもしれませんね。

ここの単体だけで単純な判断ができるというわけでもない。それから、こういうのをつくると、これがまたひとり歩きする。また、これをつければこれをつけて、今度はまたひとり歩きをするというのがあって、我々の認識は、多分そんなに変わりはないだろうと思うんです。地域の自治体の役割というのは、地域産業の振興もあるので、その部分の認識は変わらないだろうと思うけれども、そのところをどうやって表現するかが問題ですよ。

委員　　要らないんじゃないですか。これまでの区内業者育成の観点とバランスをとりつつとはっきり書いてありますから。

他の意見の中にも、文章が非常にかたくてわかりにくいというご意見もありましたので、余り余計なと言ったら怒られますけれども、形容詞はつけない方がいいような気がします。

委員長　この辺、もうちょっと表現を考えますか。

委員　　区内の業者への配慮というのは十分なされている文章だと思います。

委員 長 最初の前文のところにそれを書いたはずです。こういう役割もあるんだからと書いたはずなんだけれども... ..。このところをもう少し表現を考えましょうか。考えて、もとの文章を生かしながら、これまでの区内業者の育成の観点とのバランスをとりつつというところについて、もう少し今の話を念頭に置きながら、そこに言葉を入れて、地域産業振興の状況を踏まえ、という方がむしろわかりにくいかもしれない。それこそマジックワードかもしれないし。

委員 下の相互参入型のところも、区内業者の育成に配慮しつつとありますから、十分言及していると思います。

委員 これは、23区の他の区なんかに、目黒の立場から、お互いに相互参入みたいなものをしようというふうな呼びかけをするとか、そういうのは夢物語ですか。

契約課 長 現実には不可能ではないと思います。例えば現に杉並あたりは、その動きは多少出てきています。

委員 杉並区自体がですか。

契約課 長 そうです。

委員 言葉的にいくと、育成ではなくて、要するに保護の部分も入った方がいいということでしょう。だから、保護という言葉がこの中に入ってくればいいのか。区内業者保護育成というふうな形にすれば、区内業者は守るという姿勢は出ますよという感じになる。

委員 行政が保護しなければならない。

委員 そうなると、建設土木業は、もう社会福祉事業になっちゃうんです。そのことでは、もう国家的な不効率につながるんです。ただ、よそでやらないのに、目黒だけ理想的にやって、目黒の業者はよそでは理不尽に入れてもらえない。地元では、競争に負けてしまうのでは、それはそうもいかないというのはよくわかりますので、ただ、むしろ23区だけではなくて、全体的にそういういい意味での効率化、競争化、何もそれを一面的に強調しようということではなくて、ただ基礎にそれがないといけないという気はするんです。

委員 長 これはこれで、本当はチェックリストで、要するに育成をするんだということは、全体としてはあるんですよ。

委員 そうなんです。それで、目黒の仕事をとつつ、レベル

アップしてもらって、それで、やがて言うならば完全障害
みたいなものを取り除かれたときに、目黒の業者はある意
味では非常に強い引き締まった体質になっているというふ
うなことが望ましいのかなという気はするんです。

委 員 長 だから、そのところは育成という部分にウエートを置
いているつもりです。育成し、かつ、こちらの方も学んで
いくという、お互い成長するという観点がチェックリスト
の話のところでは出ているので... ..。

委 員 員 現実論として、公共事業が社会保障事業的機能を果たし
ているというのは、はっきり言うと、日本の現実ですよ。な。
あるいは交際費のむだ遣いも社会保障費の軽減につながっ
ているという機能も、率直に言ってあるんです。だけれど
も、根本的なあり方の問題とすると、社会保障は社会保障
でやるべきであって、公共事業は公共事業としてきちっと
原則の上にととって行われるべきだという基本を置かな
いと、保護的な観点が超論理的に、あるいは没論理的に出
てきてしまうと、もうぐちゃぐちゃになってしまう。しか
も、せっかく議論したことに、地域産業振興の状況を踏ま
え、というふうな錦の御旗がぼんと出てきちゃうと、結局
今までのままでよかったんだという話になってしまいそう
な気はするんです。

委 員 員 長 保護の話は現実問題としてそういうところがあることは
認識しながら、全体像の中で、言葉のところは... ..。

委 員 員 これを読むと、言葉はあるんですよ。これまでの保護
的な観点から、もっと競争力をつけた企業に育成したいと
いうわけだから... ..。

委 員 員 長 我々はそういう姿勢だけれども、現実を踏まえた... ..。

委 員 員 逆に言うと、これで競争と言われてしりばかりたたかれ
て、そのあげくに仕事ももらえなくてひどい目に遭うんじ
ゃないかという、そういう地元の事情をわからずに委員
会は言っているんじゃないかと、そういう危惧の念を持たれ
ているんだろうとは思っています。決してそうでは... ..。

委 員 員 長 そうではないんですが、そういうようなことを全体の表
現の中をもう少し見ますと、私が見ましようか。逆に、今
度は育成という点について、もうちょっと強調していただ
くか何かで、決して規制だけではなくて、お互い成長して

いこうということなんだというところは、厳しいものを課しているように見えるが、実はそれによって成長するということを書き足していくという形で... ..。

委員 保護でも、極端なことを言えば、能率が悪かろうと、レベルが低かろうと、時々仕事をやらないといけないということになって、結局は談合的な体質になっちゃうだろうと思うんです。

委員 この意見の中で、ゼネコンに全部やられちゃうとかいうような業者さんの意見がありましたよね。

委員 前は、地元業者に任せていたようなのも、ゼネコンも背に腹をかえられずに細かい仕事に手を出してきていることも確かにあるのはあるので、そういうふうに思われる環境はなきにしもあらずなんです。それは、また仕事の別の区分けというのが必要なのかなという気はします。

委員 先ほど大規模新築だとかそういうものというのは、規模が大きいからそれだけ力がないとできないだろうということなので、そういうゼネコンの方に行くんですかね。

契約課長 大きな施設であれば、当然そこではJVの形が出てきますので、そのJVを組む1社は区内と、かなり大きなランクのところと組んでやってもらうという形です。

委員 そのJVを組むときの実際の仕事というのはどっちがやっているんですか。

オブザーバー 規模にもよるんですけども、2社のJVとか3社のJVとかそれぞれあるんですが、基本的には、大手、中規模、小規模、3社で組む場合です。中小というのは、区内業者さんに入ってもらおうという形で建築工事なんかをやっている例が多いんですけども、そのときには、当然現場には、業者の方からそれぞれの社員を必ず何人かを入れるというような現場体制は組んでもらっていると思います。

委員 JVは、そのうちの1つがつぶれたときに、ちゃんと補償してもらおうというふうな意味もありますか。そういう意味は余りないんですか。

オブザーバー そういう意味よりも、出資比率というんですか、何割かずつ出し合うというふうな形です。

契約課長 それと、中小のレベルアップを図るための一つの... ..。

委員 大きいところと組ませて、大きいところの技術水準を吸

収してというふうな感じですね。教える暇までないよね。
委員 長 金額ベースというわけではないんですか。金額ベースによつて、業者の割り振りが決まってくると... ..。

委員 その場合のJVの例えば大規模な工事のときに、ゼネコンと地元中小を組ませるときの比率は、標準的に大体どのくらいなんですか。

契約課長 比率といいますと、出資比率ですか。そこまでは... ..。

委員 結局JVでやる場合に、技術的なこととか何とかが地元中小業者には難しいんじゃないかというふうな話になると、JVだけれども、実質的に地元業者が下請で使われるということで、設計だとか枠組み、スキームのところはゼネコンがやって、あと、どっちみちゼネコンが全部できないから、どこかの業者を使うときに、目黒でやるからには目黒の業者を使ってくれよという話がJVという形になるというふうなのが実態なのかなという気は率直なところするんです。

そういう意味では、垂直的な分業のJVで、そこから地元業者の技術力がアップするというふうな契機には多分余りならないような気はするんです。

だから、JVなんかも、どういう観点からどう組ませるかということについては、本当に検討が必要だと思います。もし、そうだとすると、JVを組むに当たって、ゼネコンなんか地元業者に対する技術指導みたいな話について、何らか義務づけるとか。もしそういうねらいが本当にあるのであれば... ..。

委員 長 このところは、保護というのは、余り強調はしないながらも、保護的な部分だけ入れておく必要があるんだな。だから、その辺、表現をもう少し... ..。

委員 實際上の要求としては、あるんですよ。

委員 長 現実問題としてはあって、ここは一番気になるところだというのは理解できるのですが、この言葉だとわかりにくいかもしれないし、マジックワードになっちゃうのも余りよくないので、現実を踏まえながら、言葉を少し書きかえて、他のところについては、強調すべきところは強調していくという感じで、ここは直させていただきます。この言葉ではない方がいいのかもしれないですね。

外部委員の制度ですが、いろいろつくといろいろな制度委員会ができてきて、これはどこでもそうで、いろいろ改革をやると、委員会が山のようにできる。

委員 お守りをするための職員の仕事もふえますから... ..。

委員長 だから、この2つぐらいはまとめていいのかな。連動はしているんですね。連動はしていて、一つ一つの窓口の仕事というのは極めて少ないのかもしれないので、そういった点から言えば、1つにまとめるなどしたことによっての不利益というのは何かあるかな。

委員 ないのではないですか。1、そして2、3をまとめるというあたりはリーズナブルかもしれないですね。

委員長 1は、むしろ独立性がきちんと担保されなければならないものだと思うので、では、言葉はこんな感じで、ここに「など」が入っているんですが、一体運営という形でやるというところで書かせていただきます。

皆様に既にお配りしていますパブリックコメントの中に、他にお気づきになっている点がありましたら挙げていただければと思います。

委員 意見を出した方々の間、パブリックコメントでこうやっている意見が出てくるんですけども、すばらしいことだと思いますし、非常に時間もかけて検討して、パブリックコメントを出していただいた方々がたくさんいらっしゃって、その点については委員会としても本当に感謝申し上げたいというふうに思うんです。

ただ、結構不信感も強いんだなという... ..。

委員長 置かれたときの背景状況が背景状況でちょっとあったものですから、我々への期待感というのは別のところに向かっていたというのもあったりしたんでしょう。

あと、何か... ..。

行革推進課長 委員からいただいているメモの中で、公益通報の対象事実についてご議論いただきたいというふうにコメントがございます。

委員長 委員のメモの方で、対象事実の範囲というところですか。その関係で、千代田、中野、横浜の通報制度になっていて、対象事実というところなんですけど、法令違反の他に、中野の場合ですと、「区民の生命、健康に重大な損害を与える

おそれのある事案」というところが入っています。

それから、千代田ですと、生活環境を著しく害しという
ような非常に範囲が広い。委員ご指摘のとおり、千代田が
一番広くてという感じですね。中野の場合ですと、3番目
のところ、「その他区民全体の利益等公益に反するおそ
れのある事案」となると、これは柔軟になったあげく、曖
昧模糊になり過ぎる。何でもここに入ってきてしまうとい
うのでどうかと。これは議論をしていただきたいと、メモ
に書いてあるとおりでございます。

委員 私は千代田区のでいいのではないのかなという気がする
んです。結局、1、2あたりをモデルとして想定をして、
しかし、これに限られるわけでもないというようなことで、
この中野区の区民全体の利益というふうなことになる、
一応もってもらしいんだけど、もってもらし過ぎて、
かえって無限定になるような感じがあって、かえって事務
事業にかかる不当な事実ということで、事務事業にかかわ
るという限定はあるわけですから、そういう意味では… …。

委員 長 千代田に近い方がということですね。

委員 横浜と千代田を比べると、千代田の方が、どっちが先に
できたのかわかりませんが、洗練されているかなと。

委員 長 あと、また、中野のように勤務条件の問題を取り扱うの
か。取り扱うというか、中野はやらない、できないという
ふうに一応規定はしているわけですね。

委員 勤務条件は、要するに労働問題を持ち込まないというこ
とですか。

勤務条件に関する事案については公益通報することはで
きないというのは、簡単に、給料が安いだの、高いだの、そ
んな話は持ってこないでくれということで、勤務条件にか
かわるけれども、それこそ違法な事実等があった場合には、
これはできるんだろうと思います。

だから、法令違反またはこれに至るおそれがある事案で
はなくて、それこそ勤務条件の当不当みたいなものにかか
わる問題というのは、これは公務員の勤務団体との調整の
中で、あるいは条例等の中で決められていく話だから、そ
れが通報者制度で出てくるというのはおかしいという意味
なんだろうと思うんです。

委員 千代田の方も、人事上の処遇に関するものを含まない。
千代田と中野には、何か別な制度があるんですか。

オブザーバー 地方公務員法上では、措置要求、要するに、自分が不利益を受けた場合の措置要求という制度があります。

委員 それはそれでやってくれという... ..。

委員長 それは救済制度があるということでしょう。制度があるから、正規の救済制度の枠組みでやってくれということだから、それはそうですね。

委員 これは、中野と千代田で読み方がわからないんですけども、違反する事実というのは、違反しそうな事実も入るんですか。そういうふうに読んでいいんですか。千代田区の例は、当然読んでいいということですね。中野区が分けて書いてあるので、気にしたんです。

委員 ちゃんと頭の厳密な人がいたのかもしれませんが。

委員長 千代田、中野のこの言葉の方がいいのか。おそれがあるという言葉を入れた方が、それはそういった面では限定をしないからいいのか。だけれども、3番目になると、何でもありになっているから... ..。

だから、法令に違反する事実そのものがあれば、法令に違反する事実そのものというのは、さらに言ってみれば、公益通報制度をさらに超えているんですね。要するに、これは違法行為でしょう。だから、おそれのある方が非常に重要なわけですよ。そういった面では、おそれのある事案というのは入れておいた方がいいでしょうね。

だから、法令に違反またはこれに至るおそれのある事案として、2番目のところは、これは千代田の方でよいという感じなんですかね。

中野区の3番は、これはやり切らないというところで、あとは、勤務条件については書きますか。書かなくていい、これはそういう制度があるんですよ。

委員 何か理由があって書いているのかなと思うんですけども、それはよくわからない。

委員長 細かくこの場合はどうするのと言う人がいたんでしょう。それは何となくわかる。この場合はどうするんだと、議論になると、この場合は、この場合はと出てくる。それをみんな書いていっちゃうと何でもなるんです。それは書くま

でもないことであろうかなと。

委員 ちゃんとした制度があるものは、ちゃんとした制度でやるんですよね。それで、公益者通報制度というのは、その制度が必ずしも備わっていない部分を網羅的に救済していかうというものなので… …。

委員長 だから、我々の提言というのは、こうこうでというか、それは提言のところでは、勤務の話は含まないと書いた方がそれはいいんでしょう。我々は法令そのものをつくっているわけではないから、そこのところは書き足しておいて、千代田に中野をちょっと加えて、そこでは、勤務条件に関する通報というのは除くべきであるみたいなことは書いておいた方がいいですね。

委員 労働問題として扱われるべきものは労働問題の本則的な解決の中でやるべきだと。

委員 ただ、通報しようと思ったら配置転換させられたとか、そういうのを救済制度でできるならいいけれども… …。

委員 それはできるでしょうね。

委員長 それは、不法な行為になってくるから… …。我々は提言はしますが、実際の法制度をここで我々がつくっているわけではないので、大まかなところとしては、対象にするのは、法令違反またはこれに至るおそれのある事案、それから、そこに書いてあるような事案を対象にすべきだと。ただし、勤務条件等労働問題に関することはしかるべき制度があるから、そこを活用していくべきだというような書き方をすればいいのかな。そういう感じですかね。

委員 そこまで提言で言わなくていいんでしょう。

オブザーバー 言わなくていいと思います。制度的にやるのは、これだけかどうかわからないので。

委員 提言を受けての役所の作業ですね。

委員長 最初の違反、おそれのある事実であるということと、そこを別にしておけばいいということでしょうか。提言なので。

ここはそういう感じで委員にお伝えをして、定義づけをしていただくという感じでいきたいと思います。

お気づきになった点、他には何かございませんか。

では、今の今日のご議論、これ以上なければ、また何かありましたら、事務局なり私なりでも、またメールなりで

いただければというふうに思います。まだもう1回気がついたところとか、細かいところがあるかもしれませんが、今の内容を整理しながら、最終提言に向けて、修正をしていただきたいと思います。

皆様にいろいろお書きをいただきましたが、提言の「はじめに」と「おわりに」というのは私が書くことになるらしいので、今のお話につきまして、先ほどのところはよろしく願いいたします。私が直せるところは直してという感じでやっていきたいと思います。

「はじめに」と「おわりに」のまとめのところは、また早目に書きまして、皆さんのところへごらんいただいて、メールで送らせていただくという形にしたいと思います。

その他細かい何かありましたら、次回29日を予定しておりますが、その前に、小委員会は詰めをしていただくということになりますし、私もこちらに来て詰めをやるというふうになっておりますので、22日ぐらいまでに、さらにご意見がもしあれば、事務局あてにご提出いただければというふうに思っております。

来週ぐらいで、訂正すべきところは訂正して、最終といえますか、提言書というのを取りまとめというふうにいきたいと思っております。

他に何かございますか。

それでは、今日はこの辺で、また何かありましたらメール等をいただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

次回ですが、29日の午後7時からという形で、ここで、それまでに最終的な提言をまとめまして、29日は、区長もいらっしゃるようでございますので、区長に提言を渡すという形でいく予定でございます。

それぞれ皆様から何か一言所感をいただくというつもりでおりますので、よろしく願いをしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

(午後8時30分 閉会)